

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号。以下「契約規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件業務に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務の概要

（1）業務の名称

鳥取市下水道事業ウォーターPPP導入支援業務

（2）業務の仕様

鳥取市下水道事業ウォーターPPP導入支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従う。

（3）業務期間

契約締結日から令和10年3月24日まで

ただし、令和8年12月上旬に実施方針（案）及び要求水準書（案）を公表する予定のため、令和8年11月上旬までに公表資料の整理を必要とする。

また、令和9年3月中に事業者選定の公告を行う予定であるため、令和9年2月下旬までに公告に伴う資料の整理を必要とする。

（4）予定価格

48,144,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

2 入札参加資格要件

本件の入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和7年鳥取市告示第392号（製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち営業種目を役務、細目を各種調査委託とする資格を有する者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格確認書等の提出期限までに改めて入札参加資格を付与されている者を除く。

エ 本件入札に係る公告の日（以下「公告の日」という。）から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 他の入札参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

（ア）資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係 次のいずれかに該当する関係

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社的一方が更生会社等である場合を除く。

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

カ 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者又は鳥取市の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱（平成24年1月17日施行）第3条に規定する者（以下「排除措置対象者」という。）でないこと。

なお、排除措置対象者であるかどうかを所管の警察署に照会する場合がある。

キ 公告の日から過去5年以内に、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）が発注した以下の（ア）及び（イ）の業務にかかる契約を元請けとして履行した実績、又は（ウ）の業務にかかる契約を元請けとして履行した実績を有していること。

（ア）PPP／PFI事業に係る導入可能性調査又はアドバイザー業務

（イ）上水道、下水道又は工業用水道等の事業計画等の策定業務

（ウ）上水道、下水道又は工業用水道等にかかるPPP／PFI事業の導入可能性調査又はアドバイザー業務

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が（1）のアからカまでの全てに該当すること。

イ （1）のキの実績を有する者を構成員のうちに含むこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率が最大の者が代表者であること。
ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ・ 目的 | ・ 名称 |
| ・ 事業所の所在地 | ・ 成立の時期及び解散の時期 |
| ・ 構成員の住所及び名称 | ・ 代表者の名称 |
| ・ 代表者の権限 | ・ 構成員の出資の割合 |
| ・ 運営委員会 | ・ 構成員の責任 |
| ・ 取引金融機関 | ・ 決算 |
| ・ 利益金の配当の割合 | ・ 欠損金の負担の割合 |
| ・ 権利義務の譲渡の制限 | ・ 業務途中における構成員の脱退に対する措置 |
| ・ 構成員の除名 | |
| ・ 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置 | |
| ・ 解散後の契約不適合責任 | ・ 解散後の著作権 |
| ・ その他必要な事項 | |

3 契約担当部署

4 入札手続等

(1) 主な日程

入札に係る主な日程は以下のとおりである。

なお、キの詳細日程については、カの日程以降に通知する。

また、入札結果については、キの実施後に通知する。

ア 令和8年8月 7日（金）	公告日
イ 令和8年8月 7日（金）から 令和8年8月14日（金） 正午まで（必着）	質問の受付期間
ウ 令和8年8月17日（月）までに 公表	質問の回答公表
エ 令和8年8月21日（金） 午後5時まで（必着）	入札参加資格等に係る事前提出書類の 提出期限
オ 令和8年8月27日（木）	入札参加資格の確認結果通知
カ 令和8年9月 8日（火）正午	入札書及び企画提案書等の提出期限 ただし、提出方法が郵便等の場合は、令 和8年9月7日（月）午後5時までに （必着）
キ 令和8年9月15日（火） 午後2時頃予定	企画提案書説明会、委員会

(2) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部署

〒680-0902

鳥取県鳥取市秋里903番地 鳥取市下水道庁舎1階

鳥取市下水道部下水道管理課

電話：0857-30-8386

電子メール：ges-kanri@city.tottori.lg.jp

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認書その他必要な書類を(2)の場所に令和8年8月21日（金）午後5時までに持参又は郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(6) 入札説明書等の交付方法

公告の日から令和8年8月21日（金）までの間に鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp> 以下「市公式サイト」という。）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

公告の日から令和8年8月21日（金）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(2)に同じ

(7) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(2)の場所に送付すること。

(8) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和8年9月8日（火）正午。ただし、郵便等により提出された入札書及び企画提案書等の受領期限は、9月7日（月）午後5時とする。

イ 提出場所

(2)に同じ

(9) 企画提案説明会の開催日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者は、後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時 令和8年9月15日（火）午後2時（予定）

イ 場所 鳥取市秋里903番地 鳥取下水道庁舎3階中会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の(2)の場所に令和8年8月14日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問及び回答については、令和8年8月17日（月）までに市公式サイトによりまとめて閲覧に供する。

6 事前提出書類

本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する次の書類を、持参又は郵便等により4の(2)の場所に令和8年8月21日（金）午後5時までに提出しなければならない。

なお、事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された事前提出物は返却しない。

(1) 入札参加資格確認書（単独企業は様式第1-1号、共同企業体は様式第1-2号）

(2) 2の(1)のキを証する書類（契約書の写し等）（最大3件までとする。）

(3) 共同企業体協定書の写し（別紙参考様式を参照）（共同企業体に限る。）

7 資格審査について

(1) 6により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年8月27日（木）までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取市長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年9月3日（木）午後5時までに書面により説明を求めることができる。

- (3) (2) により説明を求められた場合、鳥取市長は、説明を求めた者に対して令和 8 年 9 月 4 日（金）までに書面により回答する。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

- ア 企画提案書は、別添「企画提案書作成要領」を参照して作成すること。
- イ 企画提案書では、仕様書に示す本件業務の要件を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。
- ウ 企画提案書に記載する内容は、入札書（様式第 3 号）に記載された金額（以下「入札価格」という。）の範囲内で実現可能なものに限る。
- エ 事前提出物の提出のあった入札参加者に対して企画提案書作成の参考資料として令和 7 年度に実施した鳥取市下水道等におけるウォーター P P P 導入可能性業務の調査結果に関する資料を提供する。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

入札書とともに、紙及び電子媒体で提出し、持参又は郵便等によること。

イ 提出期限及び提出場所

(ア) 提出期限 令和 8 年 9 月 8 日（火）正午。（ただし、郵便等による企画提案書等の受領期限は 9 月 7 日（月）午後 5 時とする。）

(イ) 提出場所 4 の（2）の場所

ウ 提出物及び提出部数

次に示す提出物を必要部数調製し、提出すること。

提出物	提出部数等	
入札書等提出書（様式第 4 号）	紙媒体	1 部
企画提案書 （様式は自由）※ 1	紙媒体	6 部
	電子ファイル※ 2	—
企画提案書の概要 （様式は自由）※ 3	紙媒体	6 部
	電子ファイル※ 2	—
入札書 （様式第 3 号）	紙媒体	1 部※ 4
個人情報の管理に係る申告書 （様式第 5 号）	紙媒体	1 部

※ 1 企画提案書は 1 部を除き、社名、社印その他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。

※ 2 電子ファイルは PDF 形式（ファイル内文字検索が可能なこと）とし、CD-R 又は DVD-R 1 枚に保存して提出すること。

なお、提出する媒体（CD-R 又は DVD-R）には、社名を記載すること。

※ 3 企画提案書の概要は、企画提案書の記載内容をもとに作成し、委員会におけるプレゼンテーション資料に用いる予定のものとする。

なお、1 部を除き、社名、社印その他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。

また、企画提案書を用いてプレゼンテーションを行う場合は、提出は不要とする。

※ 4 入札書の取り扱いは、9 を参照すること。

(3) 提出物に関する問い合わせ

提出された企画提案書の内容について、発注者が文書、電子メール、電話等により問い合わせを行う場合がある。

(4) その他

ア 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）及び時刻は日本標準時によるものとする。

イ 企画提案書等の作成、提出、提案説明、実演等に要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。

エ 提出された企画提案書及び入札書は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査に使用する。

オ 企画提案書、入札書の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

9 入札条件等

(1) 入札は、紙による入札とし、入札書は所定の様式（様式第3号）を使用すること。

(2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

(3) 令和8年度の支払額については、契約申込金額に対して下記の割合で発注者と協議の上決定する。なお、令和8年度の支払額の単位は百円の位を切り捨てし千円単位とすることとし、令和9年度の金額は契約金額から令和8年度のコロ額を除いた金額とする。

年度	主な業務内容	支払額の割合
令和8年度	事業スキームの詳細検討、実施方針等の作成支援、公募支援	契約金額の75.42パーセント

(4) 入札者は、政令、契約規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(5) 入札後、本件公告及びこの入札説明書等の不知及び不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(7) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

(8) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(9) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状を4の(2)の場所に提出しなければならない。委任状の様式は、単独企業にあつては様式第6-1号を、共同企業体にあつては様式第6-2号を使用すること。

(10) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取市長 深澤 義彦」とすること。

(11) 開札後、予定価格の金額の範囲内の入札者に限り、10の企画提案書説明会の日時及び場所を別途通知する。

(12) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本件公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

イ 参加表明書等又は企画提案書に虚偽の記載を行った者のした入札

- ウ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- エ 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- オ 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- カ 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- キ 協定、政令、契約規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- ク 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に要する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- ケ 入札書を鉛筆で記載した入札
- コ 1 案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- サ 記名のない入札書による入札

10 企画提案書説明会

以下のとおり実施する。なお、具体的な日時、場所、説明時間等については、開札後に予定価格の範囲内の価格をもって入札した者に対して通知する。

(1) 日時

令和8年9月15日（火）午後2時（予定）

(2) 場所、説明時間等

鳥取市下水道庁舎3階中会議室。説明時間は、入札参加一者当たり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を予定し、プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容とする。

(3) 辞退

企画提案書説明会を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を後日通知する企画提案書説明会の日時までに4の（2）の場所に提出すること。

11 企画提案書、入札価格の評価及び落札者の決定方法等

(1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、鳥取市下水道事業ウォーターPPP導入支援業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が、別添2「鳥取市下水道事業ウォーターPPP導入支援業務総合評価競争入札評価要領」に基づき評価を行う。

(2) プレゼンテーション（企画提案書説明会）

委員会は入札参加者に対し、企画提案書の説明を行う機会を与えるものとする。

なお、説明の機会において、企画提案書及び企画提案書の概要以外の資料を別途持参し使用してもよいが、企画提案書及び企画提案書の概要以外の資料及び提案内容は評価の対象とはしない。

(3) 入札価格の評価

契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の入札価格について、次の式により換算し、点数（以下「価格点」という。）を与える。価格点の上限は20点とする。

価格点＝20×（1－入札価格／予定価格）※小数点第2位を四捨五入し算出する。

(4) 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

落札候補者の選定は、委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

- ア 委員会は、(1)により算定された技術点の合計が技術点の上限(80点)の60パーセント(48点)以上の者で、かつ、技術点と(3)により算定された価格点の合計(以下「総合評価点」という。)が最も高い者を落札候補者として選定する。
- イ 委員会は、アの場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札候補者として選定する。
- ウ ア及びイによっても、なお2者以上あるときは、別に指定する日程及び場所において、くじ引きにより落札候補者を選定する。
- エ 鳥取市長は、本件公告及びこの入札説明書に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価点の最も高かった者を落札者として決定する。
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高かったものを落札者とすることがある。

(5) 落札決定の通知

- ア 鳥取市長は、落札者を決定したときは、全ての入札参加者に対してその旨を書面で通知する。
- イ 落札者以外の者は、鳥取市長がアの通知をした日の翌日から起算して2日(休日等を除く。)以内に、書面(様式自由)により、その理由について鳥取市長に説明を求めることができる。
- ウ イにより説明を求められた場合、鳥取市長は、イの期日の翌日から起算して5日(休日等を除く。)以内に書面で回答する。

(6) 契約の締結

落札者として決定した者と契約締結を行う。

(7) 不適格事項

入札参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ア 正当な理由なく10の企画提案書説明会に出席しなかったとき
- イ 説明に虚偽の内容があったとき
- ウ 委員会の委員に対して入札に係る不当な働きかけを行ったとき
- エ 提出した企画提案書が必須項目の仕様を満たさないとき

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札保証金は免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、契約規則第31条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、契約規則第32条の規定の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 契約書作成の要否 要

14 手続における交渉の有無 無

15 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時

16 その他

- (1) 入札の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類（電子的記録を含む。）は、落札者候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書及び入札書の受理後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (5) 審査の内容及び経過については、公表しない。
- (6) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (7) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (8) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (9) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、発注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることを理由に契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行なった者

- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (10) 12の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第8号）を、4の（2）の場所に提出すること。
 - (11) 企画提案者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - (12) 再委託の禁止

ア 受託者は、鳥取市長の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 鳥取市長は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る再委託する年度の年度委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受託者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、鳥取市長に対して責任を負わせるものとする。

(13) 専属的合意管轄裁判所

本件調達に係る訴訟の提起又は調停（発注者、受注者協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条第 1 項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(14) 本件入札に関する連絡事項については、市公式サイトに掲載する。

(15) 提出された入札提出書類の内容について、文書、電子メール、電話等により問合せを行う場合がある。

(16) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 9 号）を、4 の（2）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。